

評価項目の改正について

環境省「優良産廃処理業者認定制度」に新たに示された項目は格付け制度の趣旨である事業者の優良性に関連するものであり、岩手県「格付け認定」の評価項目として導入済でしたが、一部新たに設定された項目について可能な限り格付けの評価項目として改正及び追加し制度間の整合を図りました。また、従来の評価項目をより分かりやすく明確化するために、令和3年度認定より評価項目の改正を行いました。改正した内容は下記のとおりです。

改正前	改正後
<p>マネジメント機能 マネジメント 1-3</p> <p>自己資本比率（自己資本比率＝純資産／（純資産＋負債））が一定水準以上を維持している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直近3年の各事業年度における自己資本比率が10%以上を維持している。（2点） ・いずれかの事業年度における自己資本比率が10%以上を維持している。（1点） 	<p>マネジメント機能 マネジメント 1-3</p> <p>自己資本比率（自己資本比率＝純資産／（純資産＋負債））が一定水準以上を維持している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直近3年の各事業年度における自己資本比率が10%以上を維持している。（2点） ・直近3年の各事業年度における自己資本比率が零以上であり、次の(1)、(2)のいずれかに該当している。（1点） <p><u>(1)直近3年の各事業年度のうちいずれかの事業年度における自己資本比率が10%以上であること。</u></p> <p><u>(2)前事業年度における損益計算書上の営業利益金額に当該損益計算書上の減価償却の額を加えて得た額が零を超えること。</u></p>
<p>マネジメント機能 マネジメント 9-4</p> <p>財務諸表を公表している。</p> <p>インターネット上で直近3年の各事業年度における貸借対照表及び損益計算書を公表している。</p>	<p>マネジメント機能 マネジメント 9-4</p> <p>財務諸表を公表している。</p> <p>インターネット上で直近3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、<u>株式資本等変動計算書及び個別注記表</u>を公表している。</p>
<p>施設設備機能</p> <p>中間処理 8-4</p> <p>インターネット上で施設の維持管理状況に関する情報の直近3年間分を公表している。（4点） （廃棄物処理施設の設置許可を受けた者は必須項目）</p>	<p>施設設備機能 中間処理 8-4</p> <p><u>インターネット上で処分後の産業廃棄物の持出先の開示の可否を公表している。（2点）</u></p> <p>中間処理 <u>8-5</u></p> <p>インターネット上で施設の維持管理状況に関する情報の直近3年間分を公表している。<u>（2点）</u> （廃棄物処理施設の設置許可を受けた者は必須項目）</p>